

回覧													

垂水市農林技術協会だより

第7号：令和8年10月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内 容

・農業振興地域全体見直しに係る基礎調査に伴う
ドローン撮影による筆調査について

・農林業物価高騰等緊急対策事業補助金について

・農林業燃油等高騰対策事業補助金について

・森林を所有されている皆さまへ

・9月と10月は「鳥獣被害防止運動強化期間」

・安全確認と予防対策で公道での農機による事故を防ぎましょう

・「森もり楽しむバスツアー～鹿児島島の森を見に行こう！～」の参加者を募集します！

・ムツスジアシナガゾウムシに注意！

【垂水市農林技術協会だより】



【垂水市公式LINEアカウント】



農業振興地域全体見直しに係る基礎調査に伴う ドローン撮影による筆調査について

10月から市が委託した業者がドローン撮影による筆調査を実施いたします。
筆調査実施にあたっては、ほ場へ立ち入ることが想定されますので、
あらかじめご了承ください。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○農業振興地域整備計画とは

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興を図ることが必要と
認められる地域については、農業生産に必要な農用地等を確保するため、
「農業振興地域整備計画」を定めることとなっております。

本市においては、令和8年度から令和9年度にかけて、農業振興地域整備
計画の全体見直し作業を進めております。



「農林業物価高騰等緊急対策事業補助金」の申請期限は10/30まで、ご相談・申請はお早めに！！

市独自事業

中東情勢の不安定化、急激な円安の進行等に伴う原油価格等の高騰により、農林業が事業を行うための資材等が高騰し、経営が圧迫されています。このような状況乗り越え、持続可能な生産体制を維持するため、事業継続に必要な資材等の購入費用を支援します。

補助対象者

販売を目的に経営を行っている農業・畜産・林業者で、
令和7年分の販売金額（売上額）が50万円以上あり、
別記の交付要件を満たす者。

※法人の場合は、最新事業年度の販売金額が50万円以上

申請は
お早めに！



補助対象経費

令和8年の事業継続に必要な資材等の購入費用で、
令和8年4月～令和8年9月の間に購入したもの。

(例)種苗費、農薬費、肥料費、堆肥代、マルチ代、ハウス用ビニール代、
飼料費、その他の資材 ※修繕費、機材購入費は対象外

補助金額

- ◆ 定額（補助対象経費の合計）
- ◆ 補助上限額は販売金額に応じて変動

前年の販売金額		補助上限額
2,000万円以上		500,000円
1,800万円以上	2,000万円未満	450,000円
1,600万円以上	1,800万円未満	400,000円
1,400万円以上	1,600万円未満	350,000円
1,200万円以上	1,400万円未満	300,000円
1,000万円以上	1,200万円未満	250,000円
900万円以上	1,000万円未満	225,000円
800万円以上	900万円未満	200,000円
700万円以上	800万円未満	175,000円
600万円以上	700万円未満	150,000円
500万円以上	600万円未満	125,000円
400万円以上	500万円未満	100,000円
300万円以上	400万円未満	75,000円
200万円以上	300万円未満	50,000円
100万円以上	200万円未満	25,000円
50万円以上	100万円未満	15,000円

次ページへ続く

交付要件

- ◆ 垂水市に住所を有していること ◆ 市税の滞納がないこと
- ◆ 事業継続する意思があること

必要書類

- 青色申告の場合：
「令和7年分の確定申告書」と「所得税青色申告決算書」
 - 白色申告または住民税申告の場合：
「令和7年分の確定申告書または住民税申告書」と「収支内訳書」
 - 法人の場合：「最新事業年度の決算書等」
 - 補助対象経費の領収書
(資材等の内訳が分からない場合は、納品書や請求書も用意)
 - 滞納なし証明書（市民課発行：手数料300円）
 - 通帳または通帳の振り込み先が分かるページの写し
- ※ 申請書類は、農林課に用意してあります。

申請手順

STEP1 上記必要書類を用意（滞納なし証明書以外）

STEP2 市民課窓口で「滞納なし証明書」を取得

STEP3 市役所2階 農林課で補助金申請

＜参考例＞ 令和7年分の販売金額が200万円の方の場合

補助金の上限額は、5万円なので・・・

→資材購入経費が、3万5千円の場合→補助金額は、3万5千円

→資材購入経費が、15万円の場合 →補助金額は、5万円（上限額）

申請期限・場所

- ◆ 申請期限 令和8年10月30日（金）※随時受け付けます
- ◆ 申請場所 垂水市役所2階 農林課（直通電話 32-1224）
※2階へ来られることが困難な場合は、1階フロアにてご対応させていただきます。
お気軽に市民課や税務課窓口にてご相談ください。

※次に紹介する「農林業燃油等高騰対策事業補助金」と同時での申請をお勧めします。

「農林業燃油等高騰対策事業補助金」の申請期限は10/30まで、ご相談・申請はお早めに！！

市独自事業

中東情勢の不安定化、急激な円安の進行等に伴う原油価格等の高騰により、農林業が事業を行うための燃料代が高騰し、経営が圧迫されています。このような状況を乗り越え、持続可能な生産体制を維持するため、事業継続に使用した燃油代の購入費用を支援します。

補助対象者

販売を目的に経営を行っている農業・畜産・林業者で、
令和7年分の販売金額（売上額）が50万円以上あり、
別記の交付要件を満たす者。

※法人の場合は、最新事業年度の販売金額が50万円以上

資材購入補助と
一緒での申請を
お勧めします！

補助対象燃油

令和8年の事業継続に使用した燃油の購入費用で、
令和8年4月～令和8年6月の間に購入したもの。
対象燃油：重油・軽油のみ ※ガソリン等は対象外



補助金額

- ◆ 重油：（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助
- ◆ 軽油：（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助
（軽油引取税を除く単価）
- ※ 上限額5万円/月（重油補助額+軽油補助額の合計）
- ※ 前年同月の購入実績が無い場合でも申請は可能です。

<参考例> 4月に軽油を1000ℓ購入している場合

○ 前年同月の購入実績がある場合

（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助

（155.5円－144.4円）×1,000ℓ×1/2補助＝補助金額 5,550円

○ 前年同月の購入実績がない場合

（対象月購入単価－前年度同月平均単価）×使用量×1/2補助

（155.5円－145.7円）×1,000ℓ×1/2補助＝補助金額 4,900円

※前年の同月単価は、資源エネルギー庁「石油製品価格調査」の月平均。

次ページへ続く

交付要件

- ◆ 垂水市に住所を有していること ◆ 市税の滞納がないこと
- ◆ 事業継続する意思があること

必要書類

- 青色申告の場合：
「令和7年分の確定申告書」と「所得税青色申告決算書」
 - 白色申告または住民税申告の場合：
「令和7年分の確定申告書または住民税申告書」と「収支内訳書」
 - 法人の場合：「最新事業年度の決算書等」
 - 補助対象経費：4月から6月分までの重油・軽油の領収書
 - 前年同月分の重油・軽油の領収書
(単価が分からない場合は、納品書や請求書、証明書等を用意)
 - 滞納なし証明書（市民課発行：手数料300円）
 - 通帳または通帳の振り込み先が分かるページの写し
- ※ 申請書類は、農林課に用意してあります。

申請手順

STEP1 上記必要書類を用意（滞納なし証明書以外）

STEP2 市民課窓口で「滞納なし証明書」を取得

STEP3 市役所2階 農林課で補助金申請

申請期限・場所

- ◆ 申請期限 令和8年10月30日（金）※随時受け付けます
- ◆ 申請場所 垂水市役所2階 農林課（直通電話 32-1224）
※2階へ来られることが困難な場合は、1階フロアにてご対応させていただきます。
お気軽に市民課や税務課窓口にてご相談ください。

※「農林業物価高騰等緊急対策事業補助金」と同時での申請をお勧めします。

森林を所有されている皆さまへ

伐ったら 植えよう！ 再造林！

～豊かな森林を守り育て次世代へ引き継ぐために～

- 森林には、「水を貯える」、「山くずれを防止する」、「生き物の暮らしを守る」などの大切な働きがあります。
- 伐採後、木を植えないでそのままにすると、土砂等が流出し、近隣住民に被害を与えるおそれがあります。



再造林されずに放置された森林



再造林された森林



どうして木を植える必要があるの？

なるほど！

- 伐採後の再造林は、県の条例において、森林所有者の努めとされています。
- 森林の恩恵を未来に引き継ぐために、伐採後は、木を植えましょう！

※再造林：スギなどの木を伐った跡地に再び木を植えて、森林を造成すること

鹿児島県 環境林務部 森林経営課



伐採届を提出せず森林を伐採する無届伐採や、森林の所有者に断りなく伐採する無断伐採は、違法になります。

森林を伐採する時は、その森林がある市町村へ事前に伐採届を、伐採後は状況報告を、提出する必要があります！

※1本や数本の伐採であっても、自分の所有する森林であっても必要です

詳しくは、県のホームページをご覧ください。
下記のURLまたはQRコードからアクセスできます。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad06/sangyo-rodo/rinsui/ringyo/keikaku/07002004.html>



防ごう！違法伐採



森林所有者のみなさまへ



★大切な森林を守るのはあなた自身です！

- ◎所有する森林の所在や境界を把握しておきましょう！
- ◎日頃から所有する森林の見回りをしましょう！

★知らないうちに所有する森林が伐採されていたら

- ◎その森林がある市町村や、地域を管轄する警察署へ相談を！

県と県警は連携して、パトロールやチラシの配布による呼びかけなど、違法な伐採の未然防止に取り組んでいます。

発行：鹿児島県環境林務部森林経営課
鹿児島県警察本部生活安全部生活環境課

9月と10月は「鳥獣被害防止運動強化期間」

集落ぐるみで鳥獣を 「寄せ付けない」取組を実践しましょう！

知らず知らずに『餌付け』していませんか？

被害防止には、秋から冬の「えさ場」や「隠れ場所」を
なくすことがポイント!!

ポイント 1 農地や集落内の「鳥獣のえさ場」をなくしましょう！！

野山に餌が少なくなる冬期前は鳥獣を寄せ付けなくするチャンスです！！

ア 稲刈り後の株から伸びる稲穂（ひこばえ）も鳥獣のえさになります。耕うんしてすき込みましょう。また、いもや野菜、果樹などの収穫残さは畑に残さないように気を付けましょう。

イ 果樹は果実を全て収穫できるように樹高を低くしましょう。

ウ 放任果樹は撤去（伐採）しましょう。



収穫残さを畑の近くに捨てない



ひこばえは早めにすき込む



収穫残さに寄って来たイノシシ

ポイント 2 農地周辺や集落内の「鳥獣の隠れ場所」をなくしましょう！！

鳥獣は臆病です。隠れ場所をなくして安心して近づけない環境を作りましょう！！

ア 集落内の荒廃農地や農地周辺の茂みやヤブ等をなくしましょう。

イ 緩衝帯の設置、枝打ち等を行い、集落内や農地周辺の見通しを良くしましょう。



緩衝帯の設置

ポイント 3 侵入防止柵（電気柵、ワイヤーメッシュ柵など）の点検をしましょう！！

ア 侵入防止柵の隙間から鳥獣の侵入が確認されたことのある箇所を重点的に見回しましょう。

イ 見回りの結果、破損等を確認した場合には、速やかに修繕しましょう。

ウ 柵周辺の草払いを実施しましょう。

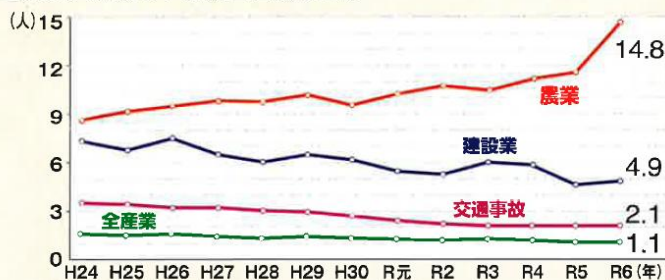
安全確認と予防対策で公道での農機による事故を防ぎましょう

安全確認と予防対策で 公道での農機による 死亡事故を防ぎましょう!



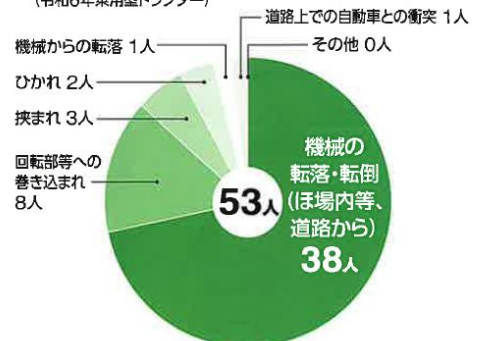
農作業中の死亡事故は一般交通事故の**約7倍**、建設業の**約3倍**にも及びます。
特に機械事故では、用水路等への転落や傾斜地での横転などの
「転倒・転落」事故が多く発生しています。

■10万人あたり事故死亡者数の推移



出典: 死亡者数 農作業死亡事故調査(農林水産省)、死亡災害報告(厚生労働省)
就業者 農林業センサス、農業構造動態調査(農林水産省)、労働力調査(総務省)
令和6年中の交通事故死者数について(警察庁)

■原因別の農業機械作業に係る死亡者数
(令和6年乗用型トラクター)



出典: 農作業死亡事故調査(農林水産省)



公道での農業機械の転落・転倒による交通事故を防ぐために
以下のポイントに注意しましょう!



ポイント1

確実な運転操作とブレーキ連結の確認

ハンドルやブレーキ操作のミスは、道路等からの転落・転倒に繋がります。道路走行時には、左右のブレーキを連結し、道路状況に応じた、確実な運転を心がけましょう!

ポイント2

安全キャブ・フレームの装着と シートベルト・ヘルメットの着用

救命効果の高い安全キャブやフレームが付いているトラクターを利用しましょう。追突時の投げ出しや頭部損傷を防ぐため、シートベルトやヘルメットを装着しましょう!

安全確認と予防対策で公道での農機による事故を防ぎましょう（続き）

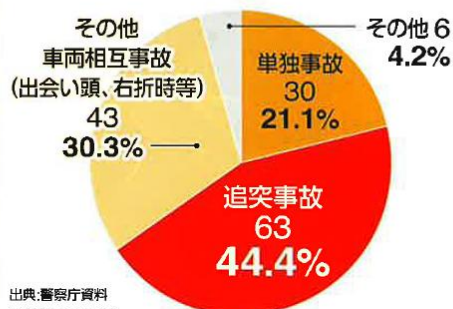
乗用車を運転する皆さまへ 農業者の皆さまへ

公道上で農業機械に乗用車が追突する事故が多く発生しています！

農業機械は走行速度が遅く、道路上での農業機械の事故のうち**追突事故が全体の約4割**を占めております。特に薄暮期や夜間は後続車から前方を走行する農機が発見しづらく、追突事故が発生しやすいので、両方の運転者が追突事故を防ぐための対策をすることが重要です。



＜事故類型別重傷事故件数＞
(令和3年～令和7年合計)



出典:警察庁資料

※割合については

小数点以下第2位を四捨五入

合計 142件



低速車マークの設置



乗用車を運転する皆さま

農業機械のような、特殊な自動車には「**低速車マーク**」の設置を推進しています。ドライバーの皆様は、**前方にこのマークを付けた農業機械を発見したら、減速する等**、追突を防止する行動をお願いします。また、幅の広い作業機を装着して走行している場合もあるので、追い越し際にも作業機の車幅に十分ご注意ください。

農業機械を運転する皆さま

農業機械は、走行速度が遅いため、公道走行時は後続車からの発見が遅れ、追突される可能性があります。追突から自分の身を守るためにも、後方から視認しやすい「**低速車マーク**」を設置しましょう。

「森もり楽しむバスツアー～鹿児島県の森を見に行こう！～」 の参加者を募集します！

県では、県民を対象に、森林・林業の果たしている役割や林業の意義・魅力を発信するため、伐採現場や木材加工施設等を見学するバスツアーを開催します。



森もり楽しむバスツアー

～鹿児島県の森を見に行こう！～



開催日時：令和8年11月21日(土) 定員：20名

※中学生以下の方の参加には保護者の同伴をお願いします。

当日のスケジュール ※集合・解散場所は鹿児島中央駅西口です(9:00集合・16:00解散予定)

9:00	10:30～	12:00～(昼食を含む)	14:30～ 16:00 解散予定
① 集合 (鹿児島市) 【集合場所】 鹿児島中央駅 西口広場 バス駐車場	② 森林ツアー (霧島市・始良市)  伐採作業等を見学 (協力:始良西部森林組合)	③ 木造施設(霧島市)  木造施設を見学 (協力:小浜ヴィレッジ)	④ 木材加工施設 (鹿児島市)  木材の製材過程を見学 (協力:図南木材株式会社)

● 応募方法 ● 以下の申し込み方法のいずれかで申し込みください。

- ①申込用紙に必要事項を記載の上、郵送・電子メール・FAXで送付
- ②県ホームページ又は右の2次元コードから、専用の応募フォームにより申し込み



● 応募締め切り 令和8年11月6日(金)必着 ●

森もり楽しむバスツアー

検索

注意事項

- 小雨決行です。●参加費は無料ですが、集合場所までの交通費は各自負担となります。
- スケジュールは変更になることがあります。●定員に達した場合、抽選を行います。
- 森林内で活動するため、当日は汚れても良い服装や長靴等を持参してください。

お問い合わせ

【主催】鹿児島県環境林務部森林経営課担い手育成係 / ☎099-286-3357
【ア-実施】公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金 / ☎099-227-5541

内容や応募方法に関するお問い合わせはこちら

ムツスジアシナガゾウムシに注意！

さつまいも生産者の皆様へ

⚠️ムツスジアシナガゾウムシに注意！

- 鹿児島県内では、令和5年に大隅半島において初めて確認
- 令和7年産では、鹿屋市、曾於市、志布志市、大崎町において被害確認



成虫(体長:約9mm)



- 成虫の背面は灰色地に黄色い縦筋があります。畑の周りの雑草等で越冬します。
- 成虫は、つるや葉柄を摂食し、食害を受けた葉は折れて、垂れ下がります。
- 幼虫は、つるの中で発育し、さなぎを経て羽化し、脱出孔からつるの外へ出ます。

**畑をよく見回り、早期発見・
早期防除に努めましょう！**



さつまいもほ場では周縁部ほど被害が多く認められる。



葉柄の食害により、葉が折れた状態になるのが特徴



つるの膨れと内部の幼虫(上)とさなぎ(下)



脱出孔(直径約 5mm)

激しく食害されると
収量が大きく減少する
ので、必ず防除し
ましょう

鹿児島県さつまいも・でん粉対策協議会(事務局: 県庁農産園芸課)
画像・データ提供 県病害虫防除所 (令和8年3月作成)